

【平成26年度 地域商業自立促進事業】 事業比較表

補助目的		調査分析	商店街における地域コミュニティの形成	商店街の新陳代謝	商店街の魅力創造	
事業区分		●地域商業自立促進調査分析事業	①地域コミュニティ形成促進支援事業	②商店街等新陳代謝促進支援事業	③魅力創造支援事業	
補助事業者		商店街組織と民間事業者の連携体(※1) 商店街組織…法人格を持った商店街組織、任意の商店街組織、共同店舗、テナントビル、問屋街、市場、スタンプ会、まちづくり協議会、商工会、商工会議所 等 民間事業者…特定非営利活動法人、まちづくり会社、まちづくり協議会、商工会、商工会議所 等			法人格を持った商店街組織、任意の商店街組織、共同店舗、テナントビル、問屋街、市場、スタンプ会、まちづくり協議会、商工会、商工会議所、特定非営利活動法人、まちづくり会社 等(※2)	
補助対象事業	分類	ソフト	ハード/ソフト	ハード/ソフト	ハード/ソフト	
	内容	商店街等において地域コミュニティの形成に向けた取組、新陳代謝を図る取組等を行うにあたっての調査分析事業。 a)ニーズ調査、b)マーケティング調査	調査分析事業(又は同等の調査)の結果に基づき実施する、地域住民が求めるコミュニティ形成に資する事業。 (例)多世代交流施設、コミュニティカフェ等	調査分析事業(又は同等の調査)の結果に基づき実施する、商店街の外部環境に対応した新陳代謝を図る事業。 (例)店舗集約、店舗誘致、インキュベーション施設整備 等	商店街の魅力を創造し、地域経済の自立的循環を加速化する事業。 (例)アーケード、ファサード、駐車場、カラー舗装、環境リサイクル対応設備、ポイントカードシステム、イベント、アンテナショップ、宅配事業 等	
補助事業実施場所		「商店街」の体をなしているところ、共同店舗、テナントビル、問屋街、市場等				
自治体の推薦等		×	○	○	○	
補助金額	上限	500万円	5億円	5億円	2億円	
	下限	100万円				
補助率		2/3(※3)			2/3 a) 地域商店街活性化法または中心市街地活性化法の認定事業(※4) b) ①地域コミュニティ形成促進支援事業または②商店街等新陳代謝促進支援事業とあわせて実施する事業(※5)	1/2 c) 左記a)およびb)以外の場合
法認定の要否		×				

(※1): 民間事業者が経費負担しない場合、商店街組織単独でも可。(その際は、連携する民間事業者からの関与書が必要)

(※2): 商店街組織以外の事業者が実施する場合は、商店街組織からの推薦書が必要。

(※3): 「商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律」又は「中心市街地の活性化に関する法律(※4)」の認定計画に基づく事業も含まれます。

(※4): 「中心市街地の活性化に関する法律」の認定計画に基づき補助事業を実施する事業者については、同計画の対象事業が、●地域商業自立促進調査分析事業の結果(同等程度の調査を独自に実施している場合は、当該調査結果(ニーズ調査、マーケティング調査等)を含む。)、明確になっていることが必要です。また、当該調査結果及び同計画の対象事業となっていることが明らかになる書類の提出が必要です。

(※5): ③魅力創造支援事業についても、●地域商業自立促進調査分析事業の結果(同等程度の調査を独自に実施している場合は、当該調査結果(ニーズ調査、マーケティング調査等)を含む。)、明確になっていることが必要です。